

第11号議案

蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成25年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

公営住宅法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年蒲郡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「に規定する被災者等」を「の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者」に改め、同項第1号中「第5号及び第12条第1項において同じ。」を「以下同じ。」に改め、同項第2号ア中「その他の令第6条第4項で定める場合、同条第5項第1号に規定する金額」を「等 214,000円」に改め、同号イ中「令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）」に改め、同号ウ中「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改め、同条に次の2項を加える。

4 市長は、入居の申込みをした者が第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、他の市町村に意見を求めることができる。

5 第1項第2号アに規定する「入居者が身体障害者である場合等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 入居者又は同居者にアからウまでのいずれかに該当する者がある場合
  - ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれに定める程度であるもの
    - (ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
    - (イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
    - (ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度
  - イ 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
  - ウ 第2項第4号、第6号又は第7号に該当する者
- (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に中学校就学の終期に達するまでの者がある場合

第12条第1項中「、公営住宅法施行規則第10条で定めるところにより」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させが必要であると認めるとときは、この限りでない。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める金額を超える場合

(2) 当該入居者が法第32条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合

第12条に次の1項を加える。

3 前項の場合のほか、市長は、市営住宅の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、第1項の規定による承認をしてはならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。